

県内における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん県内3例目）に伴う 野鳥監視重点区域の指定について

令和5年1月27日（金）、前橋市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたため、環境省が発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定しました。これを受け、県では、当該区域における野鳥監視を継続して実施します。

1 経緯

- 1月26日(木) ・ 前橋市の家きん農場において、死亡羽数が増加したことから、当該農場から県に通報。簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザ陽性を確認
- 1月27日(金) ・ 群馬県家畜衛生研究所で遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認
・ 環境省が発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視強化を継続実施

2 今後の対応

県では、野鳥監視重点区域内の渡り鳥の飛来地において、死亡野鳥等の有無を調査するなど、野鳥の監視強化を継続して実施します。

（野鳥監視重点区域が含まれる市町村）

前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、みどり市、玉村町

3 留意事項

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

「野鳥との接し方について」 (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

群馬県自然環境課HP (<https://www.pref.gunma.jp/page/7025.html>)